







2	仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならぬ。
	(仲裁手続の準則)
2	第二十八条 仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならない。
2	前項の合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規定に反しない限り、適当と認める方法によつて仲裁手続を実施することができる。
3	第一項の合意がない場合における仲裁廷の权限には、証拠に関する、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

2	(異議権の放棄)
2	仲裁手続においては、当事者は、この法律の規定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則(いざれも公の秩序に関するものに限る)が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく(異議を述べるべき期限についての定めがある場合にあっては、当該期限までに)異議を述べないとときは、当事者間に別段の合意がない限り、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。(仲裁地)
3	第三十条 仲裁地は、当事者が合意により定めるところによる。
2	前項の合意がないときは、仲裁廷は、当事者の利便その他紛争に関する事情を考慮して、仲裁地を定める。
3	仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、前項の規定による仲裁地にかかわらず、適當と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。
1	合議体である仲裁廷の評議
2	当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取
3	物又は文書の見分(仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新)
2	仲裁手続における請求は、時効の完成猶予及び更新の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りない。

2	(審理の方法)
2	第三十二条 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意により定めるところによる。
2	前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続を定める。
3	第一項の合意又は前項の決定において、定められた言語を使用して行うべき手続についての定めがないときは、その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。
1	一 口頭による手続
2	二 当事者が行う書面による陳述又は通知(含む)又は通知
3	三 仲裁廷が行う書面による決定(仲裁判断を含む)
4	4 仲裁廷は、全ての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用すべき言語の定めがある場合にあっては、当該言語)による翻訳文を添付することを命ぜることができる。(当事者の陳述の時期的制限)

2	(証拠の提出)
2	第三十三条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べが必要があると思料する全ての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。
2	仲裁被申立人(仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
3	3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。
2	2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十三条第二項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。
3	3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。
4	4 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。
2	(仲裁による鑑定人の選任等)
3	第三十六条 仲裁廷は、一人又は一人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。
2	前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。ただし、一方の当事者が第三十

2 仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない。

(言語)

第三十二条 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意により定めるところによる。

六条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

一 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

二、当事者が合意により定めるところによる。ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならない。

前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続を定める。

二 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

二、当事者が合意により定めるところによる。ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならない。

前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手續を定める。

二 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

二、当事者が合意により定めるところによる。ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならない。

前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手續を定める。

二 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

し、電磁的記録に記録された情報の内容を確認し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人（民事訴訟法第二百三十条に規定する鑑定人をいう。）に対して質問をすることができる。

裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べについて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続的方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

## 第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了

### （仲裁判断において準拠すべき法）

**第三十八条** 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。この場合において、一の国の法令が定められたときは、反対の意思が明示された場合を除き、当該定めは、抵触する内外の法令の適用關係を定めるその国の法令ではなく、事案に直接適用されるその国の法令を定めたものとみなす。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。

3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。

4 仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従つて判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮しなければならない。

**第三十九条** 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならない。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他の全ての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

（和解）

**第四十条** 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。前項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従つて決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることの表示をしなければならない。

3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従つて決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることを除く。）、

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。前項の承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面でしなければならない。

**（仲裁判断書）**

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名して、和解を試みることができる。前項の承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面でしなければならない。

**第四十一条** 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名して、和解を試みることができる。前項の承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面でしなければならない。

**（仲裁判断書）**

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名して、和解を試みなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことは、仲裁判断書には、理由を記載すれば足りる。

5 前項の合意がないときは、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。

6 仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。

3 仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。

4 仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなす。

5 仲裁判断は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。

6 第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。

**（仲裁手続の終了）**

2 第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の終了決定があつたときに、終了する。

3 仲裁判断は、第二十五条第四項第二号又は第三十五条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

4 仲裁申立人がその申立てを取り下げたとき、仲裁被申立人が取下げに異議を提起したとき、ただし、仲裁被申立人が取下げに異議を提起したとき、

述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁被申立人が認めるときは、この限りでない。

2 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁被申立人が認めるときは、この限りでない。

3 仲裁判断は、前項の決定があつたときを除く。）、

4 前項の決定は、仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁被申立人が認めるときは、この限りでない。前項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従つての決定をしなければならない。

5 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従つて決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることを除く。）、

6 仲裁判断は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。

7 仲裁判断は、前項の決定について準用する。

**第七章 仲裁判断の取消し**

**第四十六条** 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に對し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

2 仲裁判断は、当事者の申立てにより又は職權で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができ

る。

3 前項の申立ては、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

4 当事者は、第一項の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対しても、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない。

5 仲裁判断は、第一項の申立ての日から三十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。

6 第四十二条 仲裁判断は、仲裁判断の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

2 仲裁判断は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 仲裁判断は、必要があると認めるときは、前項の申立てを却下する決定について準用する。

4 仲裁判断は、必要があると認めるときは、前項の申立てを却下する決定について準用する。

5 仲裁判断が、仲裁判断の対象とすることができる事項について当事者間に合意があるときは、当該合意に違反するものであったこと。

6 仲裁判断の構成又は仲裁手続が、日本の法令（その法令の公の秩序に関する規定に関するもの）に違反するものであること。

7 仲裁判手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁判合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

8 仲裁判判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

9 前項の申立ては、仲裁判判断書（第四十三条から前条までの規定による仲裁判廷の決定の決定書について、それぞれ準用する）

（追加仲裁判判断）

**第四十五条** 当事者は、仲裁手続における申立て、仲裁判手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立し、かつ、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁判廷に對し、当該申立てについての仲裁判判断を求める申立てをすることができる。

2 仲裁判廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。

3 仲裁判廷は、前項の規定を準用する。

4 前項の規定は、前項の決定について準用する。

5 第四十二条の規定は、前項の決定について準用する。

**第八章 仲裁判合意の取消し**

**第四十六条** 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に對し、仲裁判合意の取消しの申立てをすることができる。

2 仲裁判合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

3 申立て人が、仲裁人の選任手續又は仲裁判手続において、日本の法令（その法令の公の秩序に関する規定に関するもの）に違反したこと。

4 申立て人が、仲裁判手続において防御することが不可能であったこと。

5 仲裁判合意が、仲裁判合意又は仲裁判手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

6 仲裁判の構成又は仲裁手続が、日本の法令（その法令の公の秩序に関する規定に関するもの）に違反するものであったこと。

7 仲裁判手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁判合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

8 仲裁判判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

9 前項の申立ては、仲裁判判断書（第四十三条から前条までの規定による仲裁判廷の決定の決定書について、それぞれ準用する）

（第五項）第一項の申立てに係る事件についての第五条  
第四項又は第五項の規定による決定に対しても  
は、即時抗告をすることができる。  
裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会  
うことができる審尋の期日を経なければ、第一  
項の申立てについての決定をすることができな  
い。  
裁判所は、第一項の申立てがあつた場合にお  
いて、同項各号に掲げる事由のいずれかがある  
と認めるとき（同項第一号から第六号までに掲  
げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在  
を証明した場合に限る。）は、仲裁判断を取り消す  
ことができる。  
第一項の申立てについての決定に対しては、  
即時抗告をすることができる。  
第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等  
（仲裁判断の承認）

四 は、当該合意により必要とされる通知を受けなかったこと。

五 当事者が、仲裁手続において防御することができないことがあつたこと。

六 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

七 仲裁地が属する国（仲裁手続に適用される法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該国）の法令によれば、仲裁判断が確定しないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。

八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。

（仲裁判断の執行決定）

第四十八条 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に對し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができる。

前項の申立てをするときは、次に掲げる文書又は電磁的記録を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相當と認めるときは、被申立人の意見を聽いて、仲裁判断書の全部又は一部について第三号に掲げる翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとすることができます。

一 仲裁判断書の写し又は仲裁判断書に記載された事項を記録した電磁的記録

二 前号に掲げる写し又は電磁的記録の内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書又は電磁的記録

三 仲裁判判書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録

第一項の申立てを受けた裁判所は、前条第二項第七号に規定する裁判機関に対して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、第一項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項各号に掲げる裁判所

二 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

第一項の申立てに係る事件についての第五条第四項又は第五項の規定による決定に対してもは、即時抗告をすることができる。

裁判所は、次項又は第八項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、前条第二項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（同項第一号から第七号までに掲げる事由については、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。

（暫定保全措置命令の執行等認可決定）

第四十九条 暫定保全措置命令（仲裁判地が日本国內にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをすることができる。

一 暫定保全措置命令のうち第二十六条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの

二 暫定保全措置命令のうち第二十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの

三 暫定保全措置命令のうち第二十六条第一項第一号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの

前項の申立てをするときは、次に掲げる文書又は電磁的記録を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について第三号に掲げる翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとることができる。

一 暫定保全措置命令の命令書の写し又は暫定保全措置命令の命令書に記載された事項を記録した電磁的記録

二 前号に掲げる写し又は電磁的記録の内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書又は電磁的記録

三 暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録

第一項の申立てを受けた裁判所は、仲裁廷又は裁判機関（仲裁地が属する国の法令（当該暫定保全措置命令に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合においては、当該法令）により当該国（仲裁地がその権限を有する場合に限る））に対して暫定保全措置命令の取消し、変更又はその効力の停止を請求する申立てがあつたことを知った場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、被申立人に対する担保を立てるべきことを命ずることができる。

第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

二 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所(仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。)

第一項の申立てに係る事件についての第五条第四項又は第五項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

裁判所は、次項又は第八項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行等認可決定をしなければならない。

裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めること(第一号から第八号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続(暫定保全措置命令に関する部分に限る。次号及び第六号において同じ。)において、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に関する規定)に違反する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意により必要とされる通知を受けなかつたこと。

四 当事者が、仲裁手続において防御することができないことが不可能であつたこと。

五 暫定保全措置命令が、仲裁合意若しくは暫定保全措置命令に関する別段の合意又は暫定保全措置命令の申立ての範囲を超える事項について発せられたものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。

七 仲裁廷が暫定保全措置命令の申立てをしたものに対し相当な担保を提供すべきことを命

八 暫定保全措置命令の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。九 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

十 暫定保全措置命令の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該暫定保全措置命令から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときには、当該部分及び当該暫定保全措置命令のその他の部分をそれぞれ独立した暫定保全措置命令とみなして、同項の規定を適用する。

九 執行等認可決定は、確定しなければその効力を生じない。

10 第四十六条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。  
(暫定保全措置命令に基づく民事執行)

第五十条 暫定保全措置命令(第二十六条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。)は、前条の規定による執行等認可決定がある場合に限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができる。

(暫定保全措置命令に係る違反金支払命令)

第五十一条 裁判所は、暫定保全措置命令(第二十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。以下この条において同じ。)について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者(以下この条において「被申立て人」という。)がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者(第六項において「申立人」という。)の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によつて害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払(被申立て人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合には、被申立て人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払)を命ずることができる。

裁判所は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金銭の支払命令(以下この条におい

可決定と同時にすることができる。この場合においては、違反金支払命令は、執行等認可決定が確定するまでは、確定しないものとする。

第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行等認可決定をした裁判所及び第四十九条第一項の申立て（同項第一号に係るものに限る。次項において同じ。）に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

裁判所は、第二項前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は第四十九条第一項の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならない。

違反金支払命令は、確定しなければその効力を生じない。

違反金支払命令により命じられた金銭の支払があった場合において、暫定保全措置命令の違反により生じた損害の額が支払額を超えるときは、申立人は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は第四十九条第三項に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができる。

第四十九条第三項の規定は第一項の申立てについて、四十六条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

## 第九章 雜則

### （仲裁人の報酬）

第五十二条 仲裁人は、当事者が合意により定めるところにより、報酬を受けることができる。  
前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁人の報酬を決定する。この場合において、当該報酬は、相当な額でなければならない。  
(仲裁費用の予納)

第五十三条 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続の費用の概算額として仲裁廷の定める金額について、相当の期間を定めて、当事者に予納を命ずることができる。  
仲裁廷は、前項の規定により予納を命じた場合において、その予納がないときは、当事者間

に別段の合意がない限り、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。

(仲裁費用の分担)

**第五十四条** 当事者が仲裁手続に関する支出した費用の当事者間における分担は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。

3 仲裁判廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に関する支出した費用の当事者間ににおける分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額を定めることができる。

4 独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有する。

5 第四十二条の規定は、前項の決定について準用する。

**第十章 罰則**

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

**第五十五条** 仲裁人が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関して、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、仲裁人が、その要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(第三者供賄)

**第五十六条** 仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

**第五十七条** 仲裁人が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。

2 仲裁人が、その職務上不正な行為をしたことを受取り、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 仲裁人であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行

為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

**第五十八条** 犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。(没収及び追徴)

**(贈賄)**

**第五十九条** 第五十五条から第五十七条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。(国外犯)

**第六十条** 第五十五条から第五十八条までの規定は、日本国外において第五十五条から第五十七条までの罪を犯した者にも適用する。

**2 前条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。**

**附 則 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(仲裁合意の方式に関する経過措置)**

**第二条** この法律の施行前に成立した仲裁合意の方式については、なお従前の例による。

**(消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例)**

**第三条** 消費者(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第一項に規定する消費者をいう。以下この条において同じ。)と事業者(同条第二項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意(次条に規定する仲裁合意を除く。以下この条において「消費者仲裁合意」という。)であつて、この法律の施行後に締結されたものに関しては、当分の間、次項から第七項までに定めるところによる。

**2 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができる。ただし、消費者が当該消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となつた場合は、この限りでない。**

**3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十四条**

条第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならない。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

**4 仲裁廷は、当該仲裁手続における他のすべての審理に先立つて、前項の口頭審理を実施しなければならない。**

**5 消費者である当事者に対する第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付する方法によつてしなければならない。この場合において、仲裁廷は、第二号から第五号までに掲げる事項については、できる限り平易な表現を用いるように努めなければならない。**

**6 二 仲裁合意がある場合には、その対象となる民事上の紛争についての仲裁判断には、確定判決と同一の効力があるものであることは、確定**

**三 仲裁合意がある場合には、仲裁判断の前後を問わず、その対象となる民事上の紛争について提起した訴えは、却下されるものであること。**

**四 四 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができる。**

**五 消費者である当事者が第一号の口頭審理の期日に出頭しないときは、消費者である当事者が消費者仲裁合意を解除したものとみなされることは。**

**6 第三項の口頭審理の期日においては、仲裁廷は、まず、消費者である当事者に対し、口頭で、前項第二号から第四号までに掲げる事項について説明しなければならない。この場合において、当該消費者である当事者が第二項の規定による解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。**

**7 消費者である当事者が第三項の口頭審理の期日に出頭しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。**

**(個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に関する特例)**

**第四条** 当分の間、この法律の施行後に成立した仲裁合意であつて、将来において生ずる個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。)を対象とするものは、無効とする。

**(仲裁手続に関する経過措置)**

**第五条** この法律の施行前に開始した仲裁手続及び当該仲裁手続において裁判所が行う手続(仲裁判断があつた後に開始されるものを除く。)については、なお従前の例による。

**(仲裁人忌避の訴えに関する経過措置)**

**第六条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行前に提起された仲裁人忌避の訴えについては、なお従前の例による。

**第七条** 前二条に定めるもののほか、当事者が、この法律の施行前に、仲裁廷が構成されたこと及び仲裁人に第二十条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知つた場合における第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「仲裁廷が構成されたことを知つた日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知つた日のいづれか遅い日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

**(仲裁判断の効力に関する経過措置)**

**第八条** この法律の施行前に仲裁判断があつた場合においては、当該仲裁判断の裁判所への預置き、当該仲裁判断の効力、当該仲裁判断の取消しの訴え及び当該仲裁判断に基づく民事執行について、なお従前の例による。

**第九条** この法律の施行前にした行為及び附則(罰則の適用に関する経過措置)

**第十条** この法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一六年一二月一日法律第一号)**

**(施行期日)**

**四七号** 抄

**附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号)**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**1 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)**

**(施行期日)**

**第一百一十五条** この附則に定めるもののほか、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第一百一十六条** この附則に定めるもののほか、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**1 附 則 (令和五年四月二八日法律第一五号)**

**(施行期日)**

(施行期日)  
第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(仲裁手続に関する裁判所が行う手続に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正後の仲裁法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた仲裁手続に関する裁判所が行う手続に係る申立てについて適用する。

2 新法第五条第五項の規定は、施行日以後にされた仲裁手続に関する裁判所が行う手続の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた仲裁手続について裁判所が行う手続の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

3 新法第八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十五条第三項（第四号に係る部分に限る。）及び第四十六条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされた仲裁手続について裁判所が行う手続の申立てに係る事件について適用する。

4 新法第四十七条から第四十九条までの規定は、施行日以後に開始された仲裁手続において発せられた暫定保全措置命令について適用する。

5 新法第四十六条第二項ただし書の規定は、施行日以後にされた仲裁判断の執行決定を求める申立てについて適用する。

(仲裁合意の方式に関する経過措置)

**第三条** 新法第十二条第六項の規定は、施行日以後に書面によらないでされた契約について適用する。（暫定保全措置命令に関する経過措置）

**第四条** 新法第二十四条の規定は、施行日以後に開始する仲裁手続について適用し、施行日前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。

## 附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の規定

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十

六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第三項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百五十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）